

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 20 年 10 月 7 日招集
第 7 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

議 事 日 程	1
審 議 結 果 等	2
一関地区広域行政組合理議会定例会会議録	3
開会及び開議宣言	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名(石川 章君・牧野茂太郎君)	5
会 期 の 決 定	5
組合行政に対する一般質問	5
鈴木 英 一 君	5
1. 介護保険制度の3年ごとの事業計画の見直しについて	
(1) 「第4期介護保険事業計画」策定に当たっての厚生労働省の基本的な考えについて聞きたい	
(2) 広域行政組合の見直しの考え方の特徴について聞きたい	
2. 介護における人材不足の解消を図る対策について	
(1) 介護報酬の引き上げによる労働条件の改善を図るべきと考えるが管理者の考えを聞きたい	
(2) 報酬の引き上げが保険料引き上げにつながらない配慮が必要であるが、当組合の現状と対策について聞きたい	
3. 療養病床廃止の現状と特養ホーム等の待機者の解消策について	
(1) 待機者の現状と特養ホームの整備の見通しについて聞きたい	
(2) 療養病床の縮小廃止は止めるべきと思うが、当組合の状況について聞きたい	
神 崎 浩 之 君	10
介護保険事業について	
(1) 第4期介護保険事業計画策定の特色について聞きたい	
(2) 国が進める介護サービス事業者への事務の省力化の推進について、当組合における事業者に対する依頼内容等は適正であるのか聞きたい	
報告第 1号 専決処分の報告について	15
報告第 2号 継続費の通次繰越しの使用について	15
認 第 3号 専決処分について	15
認 第 4号 平成19年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について	17
認 第 5号 平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について	17
議案第 6号 平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について	32
議案第 7号 平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)	34
議案第 8号 平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)	35
発議第 1号 一関地区広域行政組合理議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	38
閉 会 宣 言	39

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		一般質問
日程第 5	報告第 1号	専決処分の報告について
日程第 6	報告第 2号	継続費の逡次繰越しの使用について
日程第 7	認 第 3号	専決処分について
日程第 8	認 第 4号	平成19年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について
日程第 9	認 第 5号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について
日程第 10	議案第 6号	平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 7号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 12	議案第 8号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	発議第 1号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	専決処分の報告について		
報告第 2号	継続費の通次繰越しの使用について		
認 第 3号	専決処分について	10月7日	承 認
認 第 4号	平成19年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について	10月7日	認 定
認 第 5号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について	10月7日	認 定
議案第 6号	平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について	10月7日	原案可決
議案第 7号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	10月7日	原案可決
議案第 8号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	10月7日	原案可決
発議第 1号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	10月7日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成20年10月7日 午前10時10分開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成20年9月30日
告示番号 一関地区広域行政組合告示第23号
招集日時 平成20年10月7日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	神崎浩之君	3番	大野恒君
4番	海野正之君	5番	尾形善美君	6番	千葉啓志君
7番	石川章君	8番	牧野茂太郎君	9番	佐々木清志君
10番	阿部孝志君	11番	鈴木英一君	12番	千葉孝君
13番	伊東秀藏君	14番	藤野壽男君	15番	小野寺藤雄君
16番	木村實君	17番	岩淵一司君	18番	菅原啓祐君

欠席議員（なし）

職務のため出席した職員

事務局長	千條幸男	事務局次長	佐藤甲子夫
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	浅井東兵衛君	副管理者	高橋一男君
副管理者	畠山博君	副管理者	坂本紀夫君
収入役	佐藤正勝君	広域行政組合事務局長	中里秀孝君
介護保険担当参事	阿部照義君	環境衛生担当参事	小野寺良信君
広域行政組合事務局次長	及川達雄君	環境衛生課長	菅原直君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	熊谷正明君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	大内知博君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第7回広域行政組合議会定例会

平成20年10月7日

午前10時10分 開会

会議の議事

議長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成20年9月30日一関地区広域行政組合告示第23号をもって招集の、第7回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（菅原啓祐君） 平成20年4月に平泉町議会において実施された選挙で当選されました議員を紹介します。

阿部正人君であります。

（阿部正人君 登壇あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 石川章君であります。

（石川 章君 登壇あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 平成20年度の人事異動に伴う議会出席幹部職員をご紹介申し上げます。

事務局長、中里秀孝であります。

（事務局長、あいさつ）

介護保険担当参事、阿部照義であります。

（介護保険担当参事、あいさつ）

環境衛生担当参事、小野寺良信であります。

（環境衛生担当参事、あいさつ）

事務局次長、及川達雄であります。

（事務局次長、あいさつ）

環境衛生課長、菅原直であります。

（環境衛生課長、あいさつ）

環境衛生主幹、石川二三夫であります。

（環境衛生主幹、あいさつ）

以上で職員の紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

庶務係主任主事の佐藤肅子であります。

（庶務係主任主事、あいさつ）

議事係主事の柳沢麻紀であります。

（議事係主事、あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 以上であります。

以上で人事紹介を終わります。

- 議長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。
受理した案件は、管理者提案 8 件、議員発議 1 件であります。
鈴木英一君ほか 1 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。
次に、質疑通告書 2 件を受理し、管理者に回付しました。
- 議長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 8 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。
- 議長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。
- 議長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。
- 議長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。
本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。
- 議長（菅原啓祐君） 日程第 1、議席の指定を行います。
一関地区広域行政組合議会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において、阿部正人君の議席は議席番号 1 番に、石川章君の議席は議席番号 7 番にそれぞれ指定します。
- 議長（菅原啓祐君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第 74 条の規定により、議長において、
7 番 石川 章 君
8 番 牧野 茂太郎 君
を指名します。
- 議長（菅原啓祐君） 日程第 3、会期の決定を議題とし、お諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決定しました。
- 議長（菅原啓祐君） 日程第 4、一般質問について、これより順次発言を許します。
第 1 回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、回数は 3 回以内、持ち時間は 30 分以内としますので、質問、答弁にあたりましては特に意を配され、簡潔明瞭にお願いします。
最初に、鈴木英一君の質問を許します。
11 番、鈴木英一君。
- 1 1 番（鈴木英一君） 一般質問を行います。
私は、日本共産党の鈴木英一であります。
最初に、介護保険の 3 年ごとの事業計画の見直しについて伺っていきたいと思います。
厚生労働省の基本的な考え方についてであります。介護保険制度が始まって以来、この制度によって高齢者の福祉向上につながることを願ってきたのでありますが、介護保険制度は過去 2 回、制度改正が行われ、今度は、2009 年度に第 4 期事業計画をスタートさせるべく計画づくりが進められています。
それは、介護保険制度は 3 年ごとに定期的に事業計画の見直しを行うことになっているからであります。介護保険は市町村が保険者であり、来年 4 月からの 3 年間で第 4 期事業計画期間であり、その計画に当たっては、特別養護老人ホームなどの整備計画や給付の種類、給付の量などについて、どれだけ提供するのかを定めるものであります。

第4期事業計画は第3期と同様に、2015年、これは第5期計画末であります、実現すべき目標に向けた中間的なものと位置づけられているものであります。

その目標についての参酌標準は次の三つであり、一つは、施設、居住系サービスでの利用者数を要介護2以上の認定者の37%以下にするというもので、いわゆる施設の抑制を目指すものであります。

2番目は、介護保険施設等の利用者のうち、要介護4、5の人の占める割合を70%以上にする、いわゆるこれは施設利用者の重度化を図るといふねらいであります。

3番目は、介護施設等の個室、ユニットケアの割合を定員数で50%以上に、特別養護老人ホームのユニットケアの割合は70%以上にするといふ、これも介護施設の個室化を進めるといふものであります。

この三つが、政府の参酌標準として示されています。

そこでお聞きしたいのは、一関地区広域行政組合での第4期事業計画では、この三つの参酌標準どおりの計画になるのか、基本的な考え方について説明を求めたいと思います。

参酌標準どおりの計画にした場合にゆがみが生ずるのではないかとと思われるが、現状に照らしてどのように推定されているのかお聞きしたいのであります。

次は、介護における人材不足の解消を図る対策についてであります。

介護報酬の引き上げによる労働条件の改善を図るべきと思うが、どうかということについて伺います。

今回の見直しの最大の焦点となっているのが、介護報酬の引き上げです。それは、介護における人材不足の解消を図る対策であります。人材不足の原因は、過去2003年、2006年に全体として介護報酬が削られてマイナス改定となったためであります。2000年の介護保険制度発足までは、介護施設などは人件費に対する公的な補助に支えられて運営されてきました。ところが、構造改革の名によって、各自治体からの補助は相次いで廃止された上に、介護保険から事業者を支払われる介護報酬も見直しのたびに削減されてきたために人材不足が生じ、労働条件が悪くなったのであります。介護報酬を引き上げることによって、労働条件の改善を行うことで人材不足の解消を図ることは避けて通ることのできないのであります。

浅井管理者は、この労働条件の改善を図る点を第4期事業計画にどのように盛り込む考えかをお聞きします。

政府も昨年の夏に、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針を14年ぶりに改正し、深刻な現状を認め、介護施設職員給与も、国家公務員の福祉職俸給表等も参考にすることと改善の具体的な方向性も定めています。そして、国会は、来年4月1日までに、政府が賃金水準などについて検討し、必要な措置をとることを求める法律、いわゆる介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が全会一致で成立し、施行されているのであります。その中でも、書類作成などの膨大な事務に追われているケアマネージャーについて、その大切な役割にふさわしい報酬に改善することは急務だとされています。

介護報酬の引き上げが保険料の値上げにつながらないように、計画的に国庫負担の割合を引き上げるなどの配慮が必要であると思います。介護事業施設の人材確保のための賃上げについても、利用料の一部負担の値上げにつながらないような配慮をすべきであります。当広域行政組合の計画は、現状と対策についてどのように計画されるものか伺います。

次は、療養病床廃止の現状と特養ホーム等の待機者の解消策についてであります。

待機者の現状と特養ホームの整備の見通しはどうか。第4期事業計画策定にあたって、特養ホーム等への入所希望者のうち待機されている方は、全国で38万5,000人が順番待ちをしています。待機されている方々の現状はどうなっているかと、特養ホーム等の整備計画はどのように考え、待機者の解消を図るのかについて、その見通しをお聞きしておきたいと思います。

療養病床の縮小、廃止を止めるべきと思うが、当行政組合管内の状況についてお聞きします。

今回の見直しでは、療養病床の縮小、廃止問題の具体化も焦点となります。とりわけ、介護型の療養病床、医療施設は、介護保険の発足時に国が奨励して全国各地に生まれたにもかかわらず、2011年度末までに廃止すると言われて、行く当てのない高齢者が生まれなかなど、大きな不安が広がっています。日本療養病床協会という組織が、ことしの6月18日に実態調査を発表し、現在の介護療養病床に入院している高齢者は、35.7%が経管栄養を利用しているなど手厚い医療が必要であり、新設された介護療養型老人保健施設にそのまま転換することは不可能、と指摘しているのです。当広域行政組合管内での介護療養病床の廃止の実態はどうなるのかについて明らかにされたいのであります。

いずれにしても、高齢者を施設から追い出すような計画だけはやめて、安心して療養できるような第4期事業計画になることを求め、私の質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 鈴木英一議員のご質問にお答えをいたします。

第4期介護保険事業計画についてであります。年々進行している高齢化社会に対応するため、高齢者が要介護状態になりましても、尊厳を保持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができるよう策定してまいります。

次に、介護における人材不足の解消を図る対策についてであります。人材不足や待遇改善につきましては、全国的な課題となっており、現在、厚生労働省内で検討されておりますことから、その充実を期待しているところであります。

次に、療養病床廃止の現状と特別養護老人ホーム等の待機者解消策についてであります。介護療養病床につきましては、経営する医療機関の意向もありますことから、推移を注視しているところであります。また、特別養護老人ホームの待機者解消策についてであります。介護保険サービスの指定整備につきましては、給付と負担の均衡を図りながら検討してまいります。

なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず、初めに、ご要望ありました資料の配付、遅れましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

それでは、答弁申し上げます。

まず、初めに、第4期介護保険事業計画策定に当たっての厚生労働省の基本的な考え方についてお答えいたします。

介護保険事業計画の策定にあたりましては、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針によることとされており、第4期介護保険事業計画に係る基本的な指針につきましては、現在発表されていない状況であります。現在のところ、第3期介護保険事業計画時と大きな違いはないとのことであります。その指針にありましては、平成26年度の目標として、要介護2から5の方に対する施設・居住系サービス利用者の割合が37%以下と定められて

おり、また、入所施設、利用者全体に対する要介護4から5の方の割合が70%以上と定められておりますが、これらにつきまして変更はございません。

次に、広域行政組合の見直しの考え方の特徴は何かについてであります。75歳以上の高齢者が増加しておりますことから、介護予防支援業務等の充実を図るため、当組合で設置しております地域包括支援センターのあり方につきましては、課題と捉えているところでございます。

次に、地域密着型サービスの指定整備であります。

これまでも、小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型共同生活介護施設を指定してまいりましたが、第4期介護保険事業計画におきましても、在宅介護を支援するサービスとして検討してまいります。

介護報酬の引き上げによる労働条件の改善を図るべきと思うがどうか、についてであります。

この件につきましては、介護業務が介護報酬の中で評価されていないのではないか、というような内容でございますけれども、9月5日、総務省が厚生労働省に行った介護保険事業の行政評価の中で、介護サービス従事者が定着し得るような介護報酬を含む対策の検討を求めた経過がございます。

厚生労働省内でも9月18日から社会保障審議会給付費分科会が開催され、介護報酬改定に向けた審議が始まったところでございます。

組合といたしましては、介護業務が介護報酬の中で正当に評価されるような仕組みが必要であろうと考えております。

次に、報酬の引き上げが保険料引き上げにつながらない配慮が必要である、当組合の現状と対策はどうかについてであります。

現在の介護保険財政の財政構造は、国、県、市町及び第1号被保険者、第2号被保険者の負担割合が介護保険法等で定まっており、介護サービス費の一つであります介護報酬の引き上げは、保険料の引き上げにつながる仕組みとなっております。従いまして、報酬の引き上げが保険料の引き上げにつながらないこととするためには、介護保険特別会計への一般財源の繰り入れが必要であろうと考えますが、構成市町の財政状況を勘案いたしますと、新たな負担を求めることは難しい状況にあるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、社会保障審議会給付費分科会が、12月中旬に介護報酬の基本的な考え方を取りまとめる予定でありますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、待機者の現状と特養ホームの整備の見通しはどうか、についてであります。

平成20年3月31日現在、介護老人福祉施設を希望して待機していらっしゃる方についてであります。在宅で待機している方、病院に入院し待機している方の合計は424名となっており、昨年同期が374名でありましたので、50名の増加となっております。そのうち、要介護4及び5の認定を受けている方は197名となっており、全体の46.5%という状況であります。

この介護老人福祉施設の指定整備についてでありますけれども、現在のところ、岩手県から次期事業計画期間における指定希望事業者がないということを知っており、第4期介護保険事業計画におきましては、小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービスにて在宅介護を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、療養病床の縮小、廃止を止めるべきと思うが、当組合の現状はどうかについてであります。

平成18年6月に成立いたしました医療制度改革関連法によりまして、医療療養病床につきまし

ては、医療の必要度の高い方を受け入れるものに限定し、医療保険で対応する。2番目としまして、医療の必要性の低い方につきましては、病院ではなく在宅、居住系サービス、または介護老人保健施設等、介護保険で対応する。3点目は、介護療養病床については廃止する、とされたものでございます。介護療養病床の廃止及び転換等につきましては、岩手県が定めました岩手県地域ケア体制整備構想によりますが、それによりますと、平成23年度までに当管内にあります介護療養病床19床のうち10床につきましては医療療養病床へ転換予定であり、残り9床につきましては未定とのこととございます。

組合といたしましては、地域包括支援センターにおいて医療との連携を進めており、廃止、あるいは転換される場合にありましても、関係機関との連携のもと、入所者の意向が円滑に行われるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 時間がありませんので、一つは、一番切羽詰まっている今の療養病床廃止についてであります。先ほども述べましたが、全体的に言うと、35.7%の方が経管栄養を利用しているということですね。

19人ですと7、8人の方が経管栄養で療養しているといいますが、そういう方が比率的には出てくると思うんですが、そうなったときに、この方々が病床を出なければならぬということになれば、どこが受け皿になるのかということが大きな問題点だと思うんですが、具体的にそういう問題点が生じないのかどうかですね、差し迫っている課題ですので、お聞きしたいと思います。

それから、保険料の値上げにつながらないように、ということを行いました。その保険料の値上げの見込みについてですが、実は、今度の成果に関する報告書の中で、保険料の第1段階から第6段階の、いわゆる滞納者の比率を見ますと、一番大きい比率が第1段階の、一番安い方々が0.045、その次が0.02、それから3、4、5はほとんど変わりなく0.01、0.0099というふうになって、この結果、所得の低い方ほど滞納が圧倒的に多いことがわかります。

そこで、物価高、増税等に、今、国民は苦しんでいます。これ以上の値上げを容認できないと思うのは当然だと、私は思います。そこで、本当に、高齢者は自然増になりますし、保険料の値上げが見込まれることは必至であります。

私たちが、介護の引き上げや介護の取り上げの中止や介護施設の基盤整備の促進などによって、今回の見直し、税制度の改善を図れば、それだけ給付費が大きくなって、ひいては保険料の値上げ要因にもなる、これは介護保険制度の最も大きな矛盾なんですね。制度をよくしてくれと言え、それなりの施設等に金がかかればそれが保険料として値上げの要因になると。そういう中で、それはなぜかと言いますと、国庫負担が少ないからなんですね。当初50%だったのが今25%まで下げられています。ということで、これを、やっぱり、国に対して、値上げしないための、また地方の財政からいって値上げが難しいということであれば、やっぱり、公的な国の負担を増やすしかないということをお願いしていくべきだということに思うんですが、この第4期計画の中で、やっぱり、このことをよく見て計画をしていただきたいということに思うんですが、このことを再質問いたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 1点目の、療養病床廃止に伴っての受け皿はどうか、というようなご質問かと捉えたところでございます。

この医療療養病床の転換等につきましては、先ほども、前段、第1回目でお話いたしましたけれども、医療の必要性の低い方については、それぞれの介護施設等で対応してまいる考えの中ですけれども、さてそれでは、医療の方から、いわゆる介護の方に進める中において、どのような、組合として対応と申しますか、対応していかなければならない訳ですけれども、現在、先ほども申し上げましたけれども、地域包括支援センターの方において医療関係者といろいろな情報交換などをし、進めているわけですが、そのところが中心となって、入所者の移行が円滑に進むようにということ考えているところでございます。

次に、保険料の値上げについてでございます。第4期計画ではどのように、というようなことになるわけですが、この介護事業計画の策定につきましては今後進めていくわけですが、その中で、負担と給付をどの程度に均衡を保って進めていくということが、やはり、一番必要なところかな、というように捉えているところでございます。

それらの数字が、まだまとまった状態ではございませんけれども、まとまりましてから、いずれ精査をいたしまして、高齢者の方々がご理解をいただけるような内容のものにしてまいりたい、というように考えているところでございます。以上です。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 時間がありませんが、管理者に伺いたいのは、この現状をどう変えていくのかという基本的な考え方は、当事者任せではなくて管理者の、やはり、こういうことは失礼ですが、管理者も高齢者の一人、私も高齢者ですので、管理者の基本的な考えを示して強力な指導性を発揮していただきたいというふうに思いますが、管理者の考えをお聞きしておきたいと思えます。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 今後のいろいろの計画にあたって、やっぱり、どういう考えを持っているかと、現状に対してどう考えているか、ということですが、これはなるべく保険料、いわゆる負担の少なく、そしていいサービスと申しますか、それを提供すると、それは最も望ましい姿であろうと、このように思っております。従って、それは可能な限りそれに向けて努力をしていきたいと、このように思います。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問を終わります。

次に、神崎浩之君の質問を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） おはようございます。一関市議会選出の神崎浩之です。

全員協議会で私は、一般質問で介護保険事業計画策定に関する質問をするということで、事前に資料を議長を通してお願いしておりまして、今回、この質問をする前に資料を配付いただきまして、本当にありがとうございました。

昨今は寒いので、配付資料をいただいたときに、資料を温めて配付していただいた配慮もあったようでございます。

さて、内閣府の高齢者の日常生活に関する意識調査におきまして、いわゆるアンケートですが、高齢者に、将来の日常生活に何らかの不安を感じるという回答をした方が6割以上ありました。そして、その不安の内容は何かということですが、一番目に多かったのが自分や配偶者の健康や病気についてでありました。続いて多かったのが、自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になって介護が必要な状態になること、こういう不安が5割以上を占めておりま

した。生活の収入という項目もあったわけですが、生活の収入を抜いて1番、2番に健康、病気、それから介護が必要になったらどうしよう、という不安を高齢者の方は述べておりました。

当地域におきましても、やはり私が聞くところ、そのとおりでありまして、そこでその不安を解消するために、平成12年につくられたのがこの公的介護保険制度でありました。

しかし、さまざまな意味において制度の不具合が出ております。

大きく三つ、その制度の不具合をただしてまいります。まず一つには、保険料、それから利用料の負担が大きいということがあります。皆様ご案内のとおりであります。昨年の法改正を受けて、さらに施設入所の食費、それから部屋代、こういうものがさらに負担が大きくなっておりました。

二つ目の不具合といたしまして、市民からは保険料を払ってもサービスが使えない、こういうふうなことがあります。これにつきましては、特に入所施設、老人ホームになかなか入れないというような課題もありますが、例えば介護保険でうたわれている訪問リハビリテーション等についても、当地域ではサービスがない、というような状況であります。

三つ目の課題といたしまして、介護サービス事業者からは、仕事が大変で人材確保に困っている、という課題が出されております。これは、最近テレビでも多く報道をされておるところであります。いくらサービスを提供したいといっても、ハードはあっても人材がそろわないので、サービスを提供できないという、平成12年度の発足時にはなかった課題が昨今出ております。皆様ご案内のとおりであります。

そこで、ただいま、第4期介護保険事業計画策定の真っ最中でありまして、最初に第4期介護保険事業計画策定の方針について伺ってまいります。

3年前につくりました第3期計画に対し、第4期計画策定の特色はどのようなところであるのか伺いたいと思います。

続きまして、本日配付いただきました事業計画策定にかかわる経過という配付資料の中に、意向調査をしております。住民説明会もしております。事業所にヒアリング等しております。そこで、住民の方からのサービス利用の意向についてはどういう反応であったのか、また事業者のヒアリングについて、サービスの参入意向について、どういうふうな希望が出されていたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、入所型サービスの整備方針であります。老人ホームに入れない、というふうなことがありました。そこで、先ほどの回答では、国の指針、参酌標準があるので、なかなかそれを越えて整備するのは難しいという回答もありましたけれども、その参酌標準に拘束されない居宅サービスの範ちゅうの中に入所型のサービスがありますが、その点についての整備方針についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、大きい2番目でございますが、介護事業者が人材確保に難儀している、という件であります。

人材確保に苦労している理由にはさまざまあります。

先ほど質問していただいた待遇の面もありますが、私は、この介護という対人援助サービスにありながら、膨大な事務作業、事務業務がスタッフに大きな負担を強いていることを取り上げたいと思います。国や県や市から求められる書類調査等が多くて事務に忙殺されている、という現状がございます。やっと国でもそれを認めまして、ここ最近、国の方では事務の省力化を推進し

ようというような考えを打ち出しております。そこで、国が進めております介護サービス事業者への事務の省力化の推進について、当組合における事業者に対する依頼内容等は適正であるのか、また、地域包括支援センター業務、居宅介護支援事業者における事務の省力化は進んでいるのか。

以上、大きく2点を伺いまして、壇上からの質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの神崎議員のご質問にお答えをいたします。

年々進行している高齢化社会に対応するため、介護保険制度が信頼される社会保障制度として維持継続できますよう、簡素で効果的な介護保険事業の運営を目指し策定をしております。

また、介護保険サービスの指定整備につきましては、給付と負担の均衡を図りながら検討しております。

なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承を願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、第3期計画に対しての第4期計画における特色について、お答えを申し上げます。

第3期介護保険事業計画にありましては、団塊の世代が高齢者となります平成26年度に各種の目標を設定し策定され、平成18年度からは要支援者に対する介護予防支援、特定高齢者事業及び地域密着型サービスなどが始まりました。第4期介護保険事業計画にありましては、その基本的な考え方を維持しつつ、さらに介護予防事業の定着化を進めることにより、介護度の進行化の抑制や要介護認定者の減少を図るとともに、地域密着型サービスの指定整備により、介護が必要になりましても住み慣れた地域で生活が継続できるよう策定してまいるところであります。

次に、介護保険事業に関する意向調査の結果の中で、住民サービスの利用意向についてであります。

第4期介護保険事業計画を策定するにあたり住民の意向を把握するため、介護保険住民説明会を本年5月から7月まで、計26回、704人の参加のもと開催をいたしました。説明会におきましては、高齢化率、要介護認定者の状況及び給付費の推移等につきまして説明を行い、さまざまなご意見をいただいたところでございます。

さらに、同時期におきまして、一般高齢者、居宅サービス利用者及び介護者を対象といたしまして、無作為抽出により組合管内2,091名の方々につきまして、アンケートの調査を実施いたしましたところでございます。

その中で、住民サービスの利用意向につきましては、自宅での介護を望む方が65%、特別養護老人ホームなどとされた方が10.6%、身近な地域のサービスとされた方が9.2%との結果となり、自宅を中心とした地域での介護を望まれる方が非常に多いという調査結果となったところでございます。

次に、事業者の参入意向についてでありますけれども、6月19日に介護保険施設3施設及び地域密着型サービス事業者を対象といたしまして介護保険説明会を開催し、9月26日及び29日には、第4期介護保険事業計画期間中に指定を希望する事業者を対象にヒアリングを実施いたしまして、事業の内容を確認いたしましたところでございます。参入意向を示しております事業者数は13事業者となっております。サービスの種類は、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護施設等であり、受け入れ枠は222名となっておりますところでございま

す。

これらの内容につきましては、今後、組合管内各地域の整備率、保険料への影響なども試算しながら、介護保険運営協議会にお諮りすることとしてございます。

次に、当行政組合における事業者に対する依頼内容の件でございます。

これまで、当組合で介護保険事業者に依頼した内容でございますけれども、6月に平成20年岩手・宮城内陸地震による要介護高齢者への対応調査及び要介護者の介護保険施設入所希望者数調べ、9月には特別養護老人ホームに係る入所待機者の実態調査及び認知症高齢者グループホームに係る入居待機者の実態調査等であります。これらにつきましては、保険者といたしまして、介護保険事業の運営適正化のためお願いしたものであります。本年度につきましては、第4期介護保険事業計画の策定の年度に当たりますことから、例年になくご負担をおかけしているものと考えているところでございます。

次に、地域包括支援センター業務及び居宅介護支援事業者における事務の省力化は進んでいるかについてでございます。

介護サービス事業者の事務負担の軽減につきましては、社会保障審議会給付費分科会ワーキングチームの報告書におきましても、事務負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないかというような指摘がございまして、厚生労働省において、事務負担や書類について可能なものから削減、簡素化することとなったものでございます。例えば、福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催につきましては、少なくとも6カ月に1回開催し、継続して福祉用具を貸与する必要性を検証することとしているところを、必要に応じて随時開催することに、本年9月1日から改められております。

しかしながら、定められた事務手続きや書類は適切なサービスを確保することを目的としており、簡素化した場合の検証作業が必要であること、省令改正や通知の改正等が必要であるところから、今後の課題であるにとらえております。

事務負担や書類の作成に追われ、高齢者とのかかわりが希薄になるということは好ましいことではありませんので、組合におきましても、他の事務手続きや書類と内容が重複しており、他の書類や手続きで代替可能なもの、2番目としまして、様式や項目を削減、簡素化しても必要な情報を得られるもの、3点目は、事務手続きや書類の作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるものにつきましては、状況に応じて事務手続きや書類の見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 最初の質問の中の、住民の意向調査の件でございますが、住み慣れた自宅で暮らしたいというのはわかっておりますが、必要なサービスについて、こういうようなサービスを欲しているとか、それから保険料の金額に関する意見について、どういうものがあったのか教えていただきたいと思っております。

それから、事業者に関する調査におきまして、先ほど鈴木議員の回答の中に、特別養護老人ホーム等の施設の整備の意向はなかったというようなお答えだったと思っておりますけれども、第4期でヒアリングをして介護保険施設、3施設のベッド数の意向は増床の意向等があったのかどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

本日、配付いただきました資料に、2枚ものの2ページの方でございますが、第4期事業計画

について六つの計画の項目がありますけれども、この包括支援センターですね、3、4、5、この辺をもう少し詳しく教えていただきたいんですね。包括支援センターの考えですね、設置数から場所から含めどうの方針で臨むのか。それから、4番目の地域密着型施設についてはどうの方針で臨むのか、それから5番目、その他の施設と書いてありますが、この、その他の施設というものはどういうふうに考えているのか、特定施設なのかどうか。これについて課題だというお話ありました、先ほどの答弁では。課題でありますということではありますが、何が課題でどういうふうにしようと考えているのか聞きたいんですね。いずれ、もう半年過ぎておりますので、課題だというふうな時期ではないと私は思っております。ということで、この辺につきましては国からしぼられるものはありませんので、当地域の、この組合で判断して進めていけるものでありますので、課題ではなくて、この整備の考え方について教えていただきたいと思っております。

それから、あわせて、介護保険住民説明会資料も配付いただいておりますが、これの4ページの下段に施設入所型のサービスがありますが、今後、先ほど222名のベッド数の要望があったということで、これを見ますと非常に施設の形態にばらつきがありますし、地域によっても大きくばらつきがあるんですが、先ほどの要望に対して組合の方で指定していくわけなんですが、どういうふうな考えでこの種類、それから地域の整備を考えていくのか教えていただきたいと思っております。

それから、事務の省力化であります、特に住宅改修の手続きにかかわる事務的な書類が、他の市町村保険者よりも多いという話を聞いておりますけれども、その点について、そういうことがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、意向調査の結果についてであります。この中で、どのようなサービスが多かったかというようなことだと思いますけれども、このサービスにつきましては、利用者の方から回答をいただいたもので申し上げますと、デイサービスセンターなどの小規模な拠点での通いを中心にし、自宅にホームヘルパーを派遣してもらったり、場合によっては泊まったりできるようなサービス、小規模多機能型居宅等が一番要望が高かったところでございます。

次、2点目の保険料についてでございます。保険料の額をどのぐらいに設定したら、というふうなことでお聞きしたわけですが、これは先ほど、2,000何人というような数でお答えしましたが、全体の方々の総数ですけれども、一番多かったのが、今ぐらいが妥当とした方が多かったところでございます。2番目につきましてはどちらとも言えないと、そのような状況であります。

そして、特養施設、第4期計画に向けての特養の意向があったのかどうかというようなことでございますけれども、この特別養護老人ホームの指定につきましては、県の方で、県となっているわけですから、県の方に状況を確認いたしたところ、今の時点では希望がないというようにお聞きしております。

次に、包括支援センターについてでございます。今後、地域包括支援センターをどのような方針かというようなことだと思いますけれども、この包括支援センターにあたりましては、平成18年度の改正介護保険法により保険者の業務として位置づけられ、3年目を迎えたところでございます。

国の基準によりますと、おおむね高齢者人口6,000名に対し1カ所というような基準でございますけれども、当組合としましては2カ所で事業を展開しているところでございます。この第4

期介護保険事業実施年度にありましては、75歳以上の高齢者が増加すると、また、平成27年度には団塊の世代が高齢者になるというような状況を見据えまして、この体制づくりが課題というように考えております。これらについては、どうあるべきかというようなことは考えていかなければならないわけでございますけれども、委託も含めて検討してまいりたいというように考えているところでございます。

すみませんけれども、順不同になるかと思いますが、事務の省力化といいますか、住宅改修の事務手続きといいますか、書類が組合他市よりも多いのではないかとというようなお話でございます。これにつきましては、他市の状況等を参考にいたしまして、簡素化できるものにつきましては努めてまいりたいと考えております。

地域密着型施設に対しての整備方針というようなお尋ねがございました。これらにつきましては、前段申し上げましたけれども、現在、要望等がございまして、内容について確認しているわけでございます。それぞれの地域における整備率、または経費といいますか、負担といいますか、それらを勘案しながら、整備を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 通告時間に達しましたので、神崎浩之君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、報告第1号から日程第6、報告第2号まで、以上2件を一括議題とします。

直ちに報告を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 報告第1号、専決処分の報告について申し上げます。

本件は、本組合職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、管理者専決条例の規定により専決処分したので報告するものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

次に、報告第2号、継続費の逓次繰越しの使用について申し上げます。

本件は、一般会計予算において、平成18年度から平成20年度までの継続費を設定している大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業について、5万7,099円を平成20年度に逓次繰り越したので報告するものであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 報告第1号、専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、事故の概要であります。平成20年3月12日、午前10時40分ごろ、環境衛生課の職員が公用車で一関市役所に向かうため、主要地方道一関大東線の片側2車線のうち右側車線を走行し竹山交差点に進入した際、右折待ちの対向車両の一部が走行車線に入っていたため、これを避けようと左側車線に寄ったところ、同車線前方を走行していた相手方車両の右後部に接触して損害を与えたものでございます。

損害賠償の額及び相手方につきましては記載のとおりでありまして、示談の成立いたしました日に一関地区広域行政組合管理者専決条例に基づき専決処分を行ったものであります。この賠償額は全額、全国市有物件災害共済会の共済補償の対象になっております。

今後、このような事故を起こさないよう、職員に対しましては注意を喚起したところであります。

す。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 以上で報告を終わります。

日程第7、認第3号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第3号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議員報酬の支給方法を準拠している一関市の関連条例が平成20年9月2日に公布されたことから、新たに議員報酬に関する条例を制定するとともに、関連する条例について所要の改正を専決処分したものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 認第3号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

初めに、4枚目、5枚目の一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の新旧対照表をお開き願います。

左側に改正前の条文を記載してございますが、条例の内容につきましては、第1条においては特別職の範囲、第3条においては報酬の額を定めており、第4条においては、支給方法を一関市の関連条例であります一関市特別職の職員の給与に関する条例を準拠する旨を定めております。

恐れ入ります。戻りまして、2枚目の専決処分書をお開き願います。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一関市において、議員報酬の支給に関する新たな条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、9月2日に議決、公布されたことから、それとの整合を図るため、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

次のページをお開き願います。

本条例の内容は、改正前の特別職の職員の給与に関する条例から議員に関する項目を抜粋したものであります。

第1条は、条例制定の趣旨であります。

第2条は、議員報酬の額を定めており、額につきましては変更はございません。

第3条は、議員報酬等の支給方法を、一関市の関連条例であります一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例に準拠する旨を定めたものでございます。

附則第1項につきましては施行期日等を、第2項は経過規定を、第3項は本条例制定に伴い関連する条例であります一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっております。改正する内容につきましては、4枚目、5枚目の新旧対照表のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。
これより採決を行います。
認第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。
よって、認第3号は、承認することに決定しました。

議長(菅原啓祐君) 日程第8、認第4号から日程第9、認第5号まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。
坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 認第4号、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について及び認第5号、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について、以上2件について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えたことから、議会の認定に付するものであります。

なお、収入役から説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 佐藤収入役。

収入役(佐藤正勝君) 私から、認第4号、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算及び認第5号、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開き願います。

この表は、歳入歳出決算会計別総括表であります。

歳入であります。一般会計にありましては、A欄予算額30億676万243円に対しB欄決算額30億4,974万9,154円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は101.4%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず事業勘定にありましては、A欄予算額103億7,530万5,000円に対しB欄決算額104億4,269万4,408円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は100.6%となっております。

サービス勘定にありましては、A欄予算額6,935万8,000円に対しB欄決算額5,436万5,158円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は78.4%となっております。

一般会計、介護保険特別会計の合計は、A欄予算額134億5,142万3,243円に対しB欄決算額135億4,680万8,720円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は100.7%となっております。

一方、歳出であります。まず、一般会計であります。C欄予算額は歳入予算額と同額で、

D欄決算額29億7,103万2,379円となり、Cに対するDの比率、執行率は98.8%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず、事業勘定にありましては、C欄予算額は歳入予算額と同額で、D欄決算額101億4,758万693円となり、Cに対するDの比率、執行率は97.8%となっております。

サービス勘定にありましては、C欄予算額は歳入予算額と同額で、D欄決算額5,000万8,438円となり、Cに対するDの比率、執行率は72.1%となっております。

一般会計、介護保険特別会計の合計は、C欄予算額は歳入予算額と同額で、D欄決算額131億6,862万1,510円となり、Cに対するDの比率、執行率は97.9%となっております。

したがいまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は、一般会計7,871万6,775円、介護保険特別会計事業勘定2億9,511万3,715円、サービス勘定435万6,720円で、計3億7,818万7,210円となっております。

次に、6、7ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算書の歳入であります。5款1項寄附金につきましては、調定額、収入済額いずれも0円となっており、これを除き各款の調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%であります。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款分担金及び負担金80.7%、2款使用料及び手数料8.2%、3款国庫支出金1.9%、4款財産収入2.6%、5款寄附金0.0%、6款繰入金0.9%、7款繰越金2.1%、8款諸収入0.2%、9款組合債3.4%であります。歳入合計の収入済額は30億4,974万9,154円で、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は、合計で4,298万8,911円であります。

次に、8、9ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は98.8%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款議会費0.1%、2款総務費3.2%、3款衛生費63.8%、4款公債費32.9%、5款予備費0.0%であります。歳出合計の支出済額は29億7,103万2,379円であり、翌年度に繰り越す額が5万7,099円で、不用額は3,567万765円であり、予算現額と支出済額との比較は、合計で3,572万7,864円であります。

この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の7,871万6,775円となったところであります。

12ページから35ページまでの事項別明細書につきましては、後ほど事務局長から説明を申し上げます。

次に、36ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。歳入総額30億4,974万9,000円、歳出総額29億7,103万2,000円で、歳入歳出差引額は7,871万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費逐次繰越額5万7,000円で、実質収支額は7,866万円となります。

次に、介護保険特別会計について説明を申し上げます。

40、41ページをお開き願います。

まず、事業勘定の歳入歳出決算書の歳入であります。1款1項保険料にありましては、収入済額16億8,929万6,960円で、調定額に対する収入割合は97.7%であります。不納欠損額は908万7,620円、収入未済額は3,225万9,080円であります。2款分担金及び負担金、3款使用料及び手数料、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款1項県負担金、3項県補助金、7款財産収入、

8款1項介護給付費準備基金繰入金、3項一般会計繰入金、9款繰越金、10款諸収入につきましては、調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%であります。6款2項財政安定化基金支出金、8款2項サービス勘定繰入金につきましては、調定額、収入済額はいずれも0円となっております。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款保険料16.2%、2款分担金及び負担金14.0%、3款使用料及び手数料0.0%、4款国庫支出金22.8%、5款支払基金交付金27.7%、6款県支出金13.9%、7款財産収入0.1%、8款繰入金0.6%、9款繰越金4.7%、10款諸収入0.0%であります。

歳入合計の収入済額は104億4,269万4,408円で、不納欠損額、収入未済額は、保険料の際に申し上げた額であり、予算現額と収入済額との比較は、合計で6,738万9,408円であります。

次に、42、43ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は97.8%となっております。

支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款総務費2.2%、2款保険給付費90.6%、3款財政安定化基金拠出金0.1%、4款基金積立金2.4%、5款地域支援事業費1.9%、6款公債費0.0%、7款諸支出金2.8%、8款予備費0.0%であります。

歳出合計額は101億4,758万693円となり、翌年度へ繰り越す額はありません。不用額は2億2,772万4,307円であり、予算現額と支出済額との比較は、不用額と同額であります。

この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の2億9,511万3,715円となったところであります。

次に、サービス勘定であります。

44、45ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1款サービス収入、3款繰越金、4款諸収入は調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%となっております。2款繰入金につきましては、調定額、収入済額は0円となっております。

各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款サービス収入99.1%、2款繰入金0.0%、3款繰越金0.7%、4款諸収入0.2%であります。

歳入合計の収入済額は5,436万5,158円で、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は、合計で1,499万2,842円の減であります。

次に歳出であります。46、47ページをお開き願います。

歳出合計であります。その執行率は72.1%となっております。

支出済額の歳出合計に対する構成割合は、1款サービス事業費99.2%、2款諸支出金0.8%であります。歳出合計が5,000万8,438円であり、翌年度へ繰り越す額はありません。不用額は、1934万9,562円であり、予算現額と支出済額との比較は、不用額と同額となっております。

この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、下欄外の435万6,720円となったところであります。

50ページから65ページの事業勘定の事項別明細書、68ページから71ページのサービス勘定の事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、実質収支に関する調書について申し上げます。

66ページをお開き願います。

このページは事業勘定の実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額104億4,269万5,000円、歳出総額101億4,758万1,000円で、歳入歳出差引額は2億9,511万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、72ページをお開き願います。

サービス勘定の実質収支に関する調書であります。歳入総額5,436万5,000円、歳出総額5,000万8,000円で、歳入歳出差引残額は435万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、74、75ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。1、公有財産、(1)土地及び建物であります。土地区分においては、国土調査の成果により296.15平方メートルの増となっております。建物区分においては、大東清掃センターにおける旧焼却施設等の解体により3,136.28平方メートルの減となっております。

2の物品につきましては、乗合自動車1台を廃棄いたしております。

次に、76、77ページをお開き願います。

3の基金であります。(1)財政調整基金につきましては、基金積立金2,084万4,190円の取り崩しにより決算年度末現在高は7,331万7,489円となっております。(2)介護給付費準備基金につきましては、基金積立金1億1,661万7,402円の増により決算年度末現在高は7億1,244万8,185円となっております。

次に、78ページをお開き願います。

定額資金を運用するための基金運用状況に関する調書で、高額介護サービス費資金貸付基金であります。基金の額は200万円で、貸し付けはありません。

以上が、平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要であります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長(菅原啓祐君) 午前の会議は以上といたします。

午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長(菅原啓祐君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 初めに、認第4号、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

まず、歳入であります。

12、13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費等を賄う経費の分担金であり、その割合は一関市9分の7、平泉町、藤沢町各9分の1で、備考欄記載の金額となっております。

2目衛生費分担金にありましては、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であり、分担割合は1節の衛生総務費分担金にありましては均等割10%、人口割90%、2節、3節、4節にありましては均等割10%、利用割90%であります。

2項1目建設事業費負担金は、旧組合の地方債の償還に係る負担金で、統合前の負担割合とい

たしてあります。また、大東清掃センターストックヤード建設等に係る地方債の償還分は人口割となっており、1 款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担負担割合は、一関市86.4%、平泉町5.2%、藤沢町8.4%となったところでございます。詳細の金額、割合につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の3 ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に、14、15ページになります。

2 款使用料及び手数料は、1 項 2 目 1 節約山斎苑使用料にあつては1,395件分であり、2 節千厩斎苑使用料にあつては1,087件分であります。

2 目ごみ処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にあつては、搬入廃棄物の総量が9,409トンとなっております。2 節大東清掃センター手数料の搬入廃棄物は2,264トンとなっております。

3 目し尿処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にありましては6万1,258キロリットル、2 節川崎清掃センター手数料にありましては3万4,516キロリットルのし尿、浄化槽汚泥の受け入れに係るものでございます。

16、17ページになります。

3 款 1 項 1 目 1 節循環型社会形成交付金にありましては、大東清掃センター旧焼却施設等解体に係る事業費の3分の1の交付金であり、平成18年度からの継続費繰越分1,070万4,000円を含んでおります。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入にありましては、電力柱等に係る土地の貸し付け、千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入など24件分であります。

2 項 2 目物品売払収入にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、古紙、ペットボトルなどの再資源品、リサイクルプラザにおける再生品の売払収入であります。

20、21ページになります。

9 款 1 項 1 目 1 節廃棄物処理施設整備事業債にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体等に係る組合債であります。

次に、歳出に移ります。22、23ページになります。

歳出につきましては、事務事業別といたしてありますので、備考欄記載の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄記載の丸印、4 番目になりますが、一般管理費のうち、その他経費につきましては、内部情報システム用機器賃借料20台、組合広報5万2,600部の印刷及び組合ホームページ管理委託などであります。

24、25ページになります。

3 款 1 項衛生総務費であります備考欄の衛生総務費、丸印、2 番目になりますが、衛生総務費のうちその他経費にありましては、ごみ収集カレンダー5万8,000枚及び施設視察用パンフレット4,500部の印刷、電話使用料等通信運搬費、事務用品等の消耗費などあります。その下の、環境教育費の環境学習指導員報酬は1名分でありまして、リサイクル啓発事業として開催いたしましたガラス工芸、石けんづくりなど、リサイクル教室におきましては48件291人の参加となっております。その他の経費にありましては、消耗品費、リサイクル再生業務委託料等であり、リサイクル品の売却は、家具、自転車など226件となっております。その下の、生活環境対策費のうち周辺住民健康診査委託料にありましては、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したものでございまして、受診者数は198人となっております。

26、27ページになります。

3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費であります。6段目に火葬施設運転管理業務委託にありましては、平成19年4月からは平成24年6月までの長期継続契約とし、千厩斎苑も含めた一括契約であります。その下の、その他委託料にありましては、空調設備整備委託、火葬炉設備保守点検業務委託など17件となっております。その下の、火葬炉設備等補修工事にありましては、火葬炉設備改修工事、サイクロン・煙突取りかえ工事など9件であります。

2目千厩斎苑管理費にありましては、その他委託料、下から4段目になりますが、その他委託料は空調設備整備委託、施設警備委託など14件となっております。その下の、火葬炉設備等補修工事は、火葬炉等補修工事、告别ホール等塗装工事など4件であります。

斎苑の利用状況につきましては、主要な施策の9ページから11ページをご参照願います。

3項ごみ処理費、1目一関清掃センター費であります。丸印、二つ目のごみ焼却施設管理費のうち、中ほどに施設運転管理業務委託がございますが、この業務委託は平成19年7月からは平成24年6月までの長期継続契約とし、大東清掃センターごみ焼却施設を含めた一括契約であります。その下の、施設点検整備等業務委託料は、清掃業務委託、空気予熱器清掃委託など11件であります。下から3段目になりますが、施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事など6件であります。

28、29ページになります。

リサイクルプラザ管理費における施設管理委託料、7段目に記載しておりますが、施設管理委託料にありましては、トラックスケール点検整備委託、エレベーター保守点検業務委託など10件となっております。その下の、その他委託料につきましては、汚泥清掃運搬委託、空調設備保守点検委託など10件であります。その下の、施設補修等工事費にありましては、プラント機械設備整備工事、破砕機整備工事など8件であります。

2目大東清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、丸印、の二つ目ですけれども、その管理費のうち、中ほどに施設点検整備等業務委託料がございますが、この業務委託料にありましては、ごみクレーン保守点検委託、公害監視装置保守点検委託など17件であります。二つとびますが、施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設等補修工事、焼却炉耐火物等補修工事など13件であります。

3目舞川清掃センター費、30、31ページになりますが、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費にありましては、最終処分場の管理経費となっております。各処分場の埋め立て量の状況につきましては、主要な施策の21ページに記載しているところであります。

6目ごみ処理施設整備費にありましては、大東清掃センターの旧焼却炉等解体、ストックヤード整備として平成18年度から平成20年度までの3カ年の継続事業であります。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費になります。初めに、第1し尿処理施設管理費であります。消耗品にありましてはし尿処理の各種薬品が主な支出となっております。

次、32、33ページになります。

2段目の光熱水費にありましては、施設の電気料であります。一つとびますが、その他委託料にありましては、リサイクル汚泥処理委託など3件であります。その下の、施設補修等工事費にありましては、急速攪拌機・緩速攪拌機交換工事、汚泥コンベア補修工事など11件であります。中ほどの、第2し尿処理施設管理費のうち消耗品につきましては処理薬品、光熱水費にありましては施設の電気料であります。下から4段目の、その他委託料につきましては、リサイクル汚泥

処理委託など2件でございます。その下の、施設補修等工事費は、加圧曝気槽軸流ポンプ改造工事、汚泥設備モノポンプ交換工事など14件であります。

2目川崎清掃センター費になります。3段目の消耗品につきましては、し尿処理の各種薬品等であります。その他委託料でございますけれども、脱水汚泥等運搬委託など4件であります。その下の、施設補修等工事費につきましては、し尿処理設備機器交換工事など3件であります。

4款1項1目元金につきましては、旧組合時に施設整備のため借り入れました組合債の元金で、整備事業ごとの償還金につきましては備考欄の金額となっております。なお、借入先別残高、利率別現在高につきましては、主要な施策の3ページに記載しております。

以上が一般会計決算であります。

次に、認第5号、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

50、51ページをお開き願います。

事業勘定の歳入になります。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者が3万8,134人で収納率は100%であります。2節現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者4,503人で収納率は87.69%であります。収入未済を実人員で申し上げますと546人となっております。3節滞納繰越分にありましては、収納率は14.54%であります。不納欠損の内訳でございますけれども、死亡が16人、生活困窮が324人、転出が10人の計350人となっており、延べ人数では374人となっております。

2款1項1目構成市町分担金であります。保険給付に係る経費は高齢者人口割が10%、給付割が90%であります。地域支援事業に係る経費につきましては、高齢者人口割が100%であります。その他の経費にありましては、均等割10%、高齢者人口割が90%となっております。分担金の構成市町の割合は、一関市が85.8%、平泉町が6.0%、藤沢町が8.2%となったところであります。

詳細の金額、割合につきましては、主要な施策の34ページに記載しているところであります。

4款1項1目介護給付費負担金であります。国の負担分で在宅系は給付費の20%、施設系は15%であります。

次に、52、53ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、被保険者の所得構成、給付費の偏在等により、おおむね標準給付費の5%を標準に算定された交付金であります。2目介護予防事業費交付金につきましては、予防事業費の25%、3目包括的支援等事業費は任意事業、包括支援センター運営経費等に対するもので40.5%の補助金となっております。

5款1項1目介護給付費交付金は保険給付費の31%、2目介護予防事業交付金は介護予防事業費の31%の交付金となっております。

6款1項1目介護給付費負担金は県の負担金であり、保険給付費の在宅系が12.5%、施設系は17.5%となっております。

54、55ページになります。

3項県補助金、1目介護予防事業交付金は、介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は任意事業、包括支援センター運営経費等に対する20.25%の県の補助金であります。

7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金

の利子であります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れしたものでございます。

9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金及び後期高齢者医療保険制度に伴う電算システム改修費の繰越明許分であります。2項3目雑入は自動車損害共済災害共済金、臨時職員・介護認定調査員の雇用保険料などであります。

歳出に移ります。

58、59ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費であります。丸印、三つ目のところに総務管理費があるわけですが、その総務管理費のうち通信運搬費の主な支出につきましては、介護保険料納入通知書などの郵便料であります。介護保険事務支援システム保守業務委託料につきましては、サーバー、端末機などの保守及びシステムサポートの業務であります。派遣職員給与費負担金につきましては、平泉町から派遣を受けている職員1名分であります。下から3段目の、その他経費につきましては、病休等代替臨時職員の賃金及び消耗品などの事務的経費となっております。

3項1目認定審査費にありましては、介護認定審査会を191回開催し、7,497件の審査判定を行ったところでございます。要介護認定申請状況、審査済み認定者数等の状況につきましては、主要な施策の37ページに記載しているところでございます。

60、61ページになります。

2款1項1目介護サービス費から5目特定入所者介護サービス費につきましては、保険給付金等であります。平成19年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は95.6%となっております。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の41から44ページに記載しております。

次、62、63ページになります。

3款1項1目財政安定化基金拠出金は、県に設置しました基金への拠出金であり、標準給付費と地域支援事業費の0.1%を拠出したものであります。

4款1項1目基金積立金につきましては、介護給付費準備基金に積み立てしたものでございます。

5款1項介護予防事業費は、介護予防事業として構成市町に委託をし、行ったところございまして、運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室等の事業を実施したものでございます。

2項包括的支援等事業費は、西部、東部地域包括支援センターに係る経費でございまして、特定高齢者事業、総合相談、権利擁護、虐待相談等を行ったところであります。備考欄の一番下のところに、介護支援任意事業構成市町委託料があるわけでございますけれども、この委託料につきましては、家族介護者教室、介護用品の支給、介護者リフレッシュ事業等を構成市町に委託し実施したものでございます。戻りますけれども、上から3段目の、包括的支援事業委託料にありましては、在宅介護支援センター21団体に委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したところでございます。派遣職員給与費負担金にありましては、平泉町から派遣を受けている職員1名分のものであります。

64、65ページになります。

7款1項1目諸支出金にありましては、介護給付費等の精算に伴う国、県、支払基金、構成市町への返還金であります。介護保険料等還付金にありましては381件分となっております。

サービス勘定について申し上げます。

68、69ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、西部、東部の地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者に係ります支援計画を作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン1件当たり4,000円、初回加算2,500円となっております、1万3,063件分となっております。

70、71ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項1目介護予防支援事業費、備考欄の介護予防サービス計画作成等業務委託料につきましては、居宅介護支援事業所に作成を委託したものでございまして、8,179件分となっております。

以上が、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計決算であります。

よろしく願いいたします。

議 長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、次のことについてご協力願います。

質疑にあたりましては、通告内容に沿ったものとし、一関地区広域行政組合議会会議規則第48条の規定により、すべて簡潔にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないこととなっており、また自己の意見を述べるができないこととなっておりますので、質疑、答弁とも単刀直入にお願いします。

質疑の回数は3回以内とし、質疑、答弁合わせて20分以内とします。

質疑の方法は、一括質疑、一括答弁とします。

質疑にあたりましては、決算書のページと款、項、目を明確にすること、以上について、議員各位の御協力をよろしく願います。

ただいまの質疑通告者は2名であります。

最初に、鈴木英一君の質疑を許します。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 介護保険特別会計事業勘定の62ページ、基金積立金について伺います。

介護給付費準備基金に2億4,249万3,236円の積み立てがされて、合計7億1,244万8,185円となっております。この積み立てられている基金積立の目標が、どういう目標を持って積み立てているものが第1点。それから第2点は、これだけの繰越金が出た要因について説明を求めたいということでもあります。

そこで、いろいろ分析した、全国的に同じように積立金を基金に積み立てているところがたくさんあります。その影響はこういうふうに書かれています。介護を取り上げ、いわゆる介護ベッドとか車いすとか、色んなさまざま貸していたものが制度改正によって取り上げられました。そのことよっての影響で、その残金が出ているというふうの説明されています。当組合もそういうことでこれだけの、2億9,511万3,000円の残金が出たというふうに見ていいのか、その点の説明をお願いしたいと思います。

議 長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 積立基金の目標と、これだけの繰越金が出た要因についてというような内容でございます。

それでは、初めに、介護給付費準備基金の趣旨について申し上げます。

この基金につきましては、介護保険事業計画期間における財政の均衡を保つため設置しております。介護保険特別会計事業勘定決算の繰越額のうちから、事業費の精算によって国、県、構成市町等へ返還金が出た場合は、その返還した額を除いた第1号保険者の保険料を積み立てたものであります。その使途につきましては、介護保険サービス費が予算措置以上に増額となり、収支のバランスが崩れたような場合の緊急財源として、あるいは次期事業計画へ歳入としての充当財源として活用し、財政の安定を図ろうとするものでございます。

次に、基金の積み立て状況についてでございますが、平成19年度末における介護給付費準備基金の額につきましては、議員からお話ございましたように、7億1,244万8,185円となっております。その積み立ての内容でございますけれども、平成18年度の組合統合時に各保険者、旧一関地方広域連合、旧東磐広域行政組合でありますけれども、この保険者から基金として引き継いだ額が3億8,932万9,730円となっております。平成18年度におきましては、平成17年度の給付費を精算し積み立てた額及び積み立て利息の合計が2億650万1,045円となっております。平成19年度におきまして、平成18年度の給付費を精算し積み立てた額が1億1,661万7,402円となっております。この要因ということでございますけれども、組合統合時にまず各保険者から3億8,900万円ほどの額を引き継いだということが1点あるかと思えます。次に、平成18年度におきまして、高齢者の尊厳の保持と自立支援という介護保険の基本理念を踏まえまして、介護予防事業や介護予防給付が導入されたことに伴い、介護報酬が平成17年10月分を含めまして2.4ポイントの減額の改定率になったこと、そして要介護認定基準等が改正されたことによるものと推察しているところであります。

次に、基金の積み立て目標についてでございますけれども、基本的には第3期介護保険事業計画期間の介護保険サービス費は、この期間の保険料をもって賄うということになっておりますから明確には定めていないところでございますけれども、毎月の介護保険サービス費の支払い状況を勘案いたしまして、約1カ月分の介護保険サービス費の留保が必要であろうと考えているところであります。

以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） そこで、大体見込みのとおり減の要因が生じているということですので、そこで、それでは、その基金の使い道をどのように考えているかということについて、一つは午前の一般質問でも申し上げましたように、保険料の納付の状況を見ると低所得者ほど滞納が率にして多いということを考えますと、やっぱり、介護保険料の減免制度というものをつくる必要があるというふうに思うんです。というのは、国はいろいろ三つの原則ということで、一つは保険料の全額免除はだめとか、審査なしの一律減免はだめだとか、それから一般会計からの繰り入れはだめと、そういう三原則を守るようにという指導をしていると。そうすると、それに従うと減免制度は、まず作れないというふうになるわけですが、考えてみますと介護保険というのは、地方自治法上からすると自治事務でありますから、この三原則の法的拘束力が本来はないわけです。国会でもこの質問に対して、総務大臣等は、確かに自治事務である以上、拘束力はないという答弁をしているんです。ですから、当組合でも、この保険料や利用料の実効性のある減免制度をつくる必要が重要な課題だというふうに思うんです。

そこで、この基金を活用して、そういうその保険料の減免制度等をつくって、もっと滞納が増えないような、そして安心して納められる保険料にするという姿勢が必要だと私は思うんですが、

その点をどうお考えか伺いたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 基金の方から繰り入れをし、保険料の軽減を図ってはというようなお話かと思えます。まず、基金から給付費といいますか、その計画の方に繰り入れをしまして、保険料の軽減を図るということにつきましては、第3期の事業計画の中におきまして、3億6,000万円の繰り入れを行い、一人当たりの月額保険料を260円軽減を図ったところでございます。第4期の計画におきましても、基金から繰り入れを行いまして、保険料の負担軽減を図ってまいりたいということで考えております。以上です。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） いい答弁をいただきましたが、そこでさっき申し上げましたが、保険料の全額免除はだめというこの三原則ですね、国が示している。それは具体的に、しぼりがかけられて、いわゆる自治事務だといっても国の指示だというふうな受けとめ方で組合当局は受け取っているのか、いやそうではないと、自治事務だから組合の自主的な運用でいくのだよという姿勢なのか、それとも、一定の言うことは聞かなければならないという状況なのか、そのところを説明していただきたいと思えます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 保険料の減免についてというようなお話かと思えますが、これにつきましては、今回の議会におきましても介護保険料の減免条例、これをご提案しているわけでございますが、そのようなことを考えますと、いわゆる自治事務といいますか、そのような範ちゅうに入るのではないのかなというように捉えているところであります。

議長（菅原啓祐君） 以上で鈴木英一君の質疑を終わります。

次に、大野恒君の質疑を許します。

3番、大野恒君。

3番（大野 恒君） 大きく分けて3点ほど伺います。

決算書29ページ、ほかのページにたくさん出てきますが、燃料費でしょうか、光熱水費になりましょうか、石油の組合の購入価格についてであります。あらかじめ資料をいただいております、平成19年度と平成18年度の石油単価という資料をいただいております。その単価と、私の車はガソリン車でありまして、ガソリンの単価と比べますと、いずれも、私が個人的に入れている、消費している金額よりも大口で大量に消費というか、買い入れている、納入しているこの組合の単価が高いんですね、組合の方が高いと。一般的には大口利用の方が単価安いのではないかと思うわけなんです、きょうは副管理者もお二人見えられておりますが、これは、この価格は一関市の価格に準じているのだというようにも伺いました。この価格と一関の価格と平泉、藤沢の価格はどのように違うのかなというところも知りたいわけなんです、よろしかったらお答えいただければと思います。副管理者の皆さん、お願いいたします。

どうかと言いますと、昨年10月と比較いたしますと146円何がし、146.475円。これが組合の納入価格です。私が入れたのは143円で3.4円高です。それから、ことしの8月に至りましては組合が189.525円、私が入れたのは181円、9.5円高というようになっていっています。なぜこのようになっているのかということを知りたいと思えます。競争原理を働かせて安い適正な価格にするべきではないかと、そのように管理者は考えられていないのかどうかをお尋ねいたします。

次に、決算書27ページと33ページ、その他委託料、3款4項1目ないし2目の点です。その辺

にかかわって、合併浄化槽の清掃管理で住民サービスに問題がないかについて伺います。この合併浄化槽の清掃業者をお願いしますと、申し込んで3、4カ月かかる例があると聞いております。

もっとかかるという方もありました。かかったという、過去ですね、そういうことを伺ったことがございます。これは、旧市内のことに限っているようであります。そのほかの東の方、あるいは平泉町とか、西でも、旧花泉地域ではそんなにかかっていないということなんですが、なぜ旧一関地域だけそのように日数がかかってしまうのかという点です。それから、何社に業務を委託しているのかと、その点もお知らせいただきたい。それから平成20年度から、昨年までと比べて1万円ほどこの料金が上がったとお聞きします。なぜそうなったのかということもお聞きしたいと思います。

次に、主要な施策の成果に関する説明書の31ページなどに出てくる契約についてであります。随意契約の問題です。地方自治法の第2条21項の13に、短いので読み上げますが、地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとなっておりますが、私は随意契約で、ほとんどの、この説明書を見ますと、ほとんど100%、これでは地方自治法にうたわれているところに少し問題があるのではないかというように思います。ですから、ここでは競争原理を働かせていくべきではないのかなと思うのですが、管理者のご意見を伺いたいと思います。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、燃料単価の決定についてご説明いたします。当組合におきましては、構成市町から付託されました介護保険事務、環境衛生事務などのほか市町村と同様に契約事務や予算管理事務、人事事務などを含めました一般的な管理事務というんでしょうか、そのような管理事務、そして議会事務局とか監査委員事務局の事務もあわせて執行していかなければならないところでございます。これらの事務を当組合職員のみでの執行につきましては難しい状況にありますことから、一関市の担当部署職員に対しまして併任発令を行い、事務執行の効率化などを図っているところでございます。したがって、燃料費の購入価格につきましては、当組合の購入分も含めまして、一関市において決定している状況にあり、その単価で購入をしているところであります。

2点目の、浄化槽清掃管理について申し上げます。まず、初めに、浄化槽清掃の期間についてであります。浄化槽を適正に維持管理するため、浄化槽法は設置者の方に、浄化槽の保守、点検清掃及び法定検査を義務づけております。組合では、浄化槽清掃業務が円滑に実施され、さらに市民サービスの向上を図るため、浄化槽清掃通知を受領した日の属する月から2カ月以内に、また繁忙期などにつきましては、3カ月以内に行うこととして管内の清掃業者に通知をいたしたところでございます。これによりまして、清掃業者、保守点検業者及び浄化槽汚泥収集運搬業者が連携して業務に取り組むことにより、適正な浄化槽の維持管理に資するものと考えてございます。

2点目の、清掃業者数などについてであります。浄化槽清掃業務につきましては、浄化槽の許可基準及び当組合の浄化槽法施行規則により許可をしております。管内の清掃業許可業者数でございますけれども、旧西磐井地域が4社、旧東磐井地域が2社で合わせまして6社という状況であります。なお、当組合のし尿処理施設は、し尿と浄化槽汚泥の処理割合を8対2として稼働しており、汚水の処理機能が安定するよう維持管理を行っているところであり、このようなことから、事前に翌月分の浄化槽汚泥の搬入量を把握したく、各業者へ協力をお願いしているところでございます。そのようなことから、依頼から清掃まで2カ月を要することとなっております。

次に、清掃料金についてであります。浄化槽の清掃料金につきましては、管内6業者とも平成20年4月からは1万500円となっております。4月1日以前の料金であります。旧西磐井地域では同額の1万500円であり、旧東磐井地域では6,000円から7,000円と伺っておりますので、組合管内の一部の地域にありましては、値上がりとなっております。

以上であります。

藤沢町、平泉町の単価であります。それでは、ガソリン、レギュラーのことで、8月分になりますが、平泉町が187.95。

議長（菅原啓祐君） 大野議員が、平泉町、藤沢町における燃料等の云々というご質問ですが、このことについては範囲外の質問ですので、平泉町と藤沢町の燃料単価は、これは範囲外と承知しますので、答弁の必要はありません。

事務局長（中里秀孝君） 申し訳ございませんでした。3点目の随意契約、これについて申し上げます。まず、補修工事についてでございます。ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設につきましては、施工メーカーの独自の技術や設備、ノウハウを活用いたしまして、処理にかかわる主要な部分を施工しております。これらの補修につきましては、施工メーカー以外では部品調達が出にくいこと、2点目が施工に関する独自の技術、ノウハウなどを有していないことから、施設全体の稼働性能に精通をしていないこと、さらには、施設周辺地域と締結をいたしております公害防止協定における環境測定値を遵守していかなければならないなどから、随意契約をいたしております。

次に、ごみの収集委託業務について申し上げます。ごみの収集委託業務につきましては、廃棄物処理法に基づいて行うことにより、法令に基づく委託基準により受託者が業務遂行に必要な施設、人員及び知識、能力、財政的な基盤を有しており、適正な委託業務の遂行が求められておりますことから、引き続き随意契約をいたしているところでございます。また、一関清掃センター及び大東清掃センターのごみ焼却施設運転管理業務委託につきましては、平成19年7月から長期継続契約に移行するまでの間、4月から6月分でありますけれども、前年度の契約業者と随意契約を行ったものであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野 恒君） 私は、先ほどの議長の議事整理に大変不満でございます。決算審議する場合はいろいろ比較検討必要であるし、まして副管理者がいる町と比較して何も不思議はないと思います。それで地方自治法の、先ほど申し上げました最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬと、そういう観点から質問しているのであります。

そこで、時間がありませんので、1点だけ、浄化槽の管理の委託の関係でなんです。8対2の割合の処理の関係でそのように計画的にやっている旨の答弁でありました。しかし、2、3カ月かかるというのは旧市内でそうなっていると。ほかの平泉町の方々が申し込めばすぐやる、花泉で申し込めばすぐやると、これは旧一関が1社だけでやって、さっき7社ですか、8社ですか、挙げられておりますけれども、旧一関だけが競争働いていないんですね、1社だけですから、指定業者が、委託業者が。あとは2社、3社あると、そういう関係があるのではないかと思うんですが、改善できる点はないのでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 取り扱い期間といいますか、それ2カ月間ということで通知いたしましたのは、管内の清掃業者の方にすべて通知をしております。この2カ月間につきましては、やはり

浄化機能を一定に、継続的に保たなければならないということで、あらかじめ翌月の汚泥の搬入量を把握し、そこで8対2といたしますか、そこら辺の調整を図っているということになります。

そこで、平泉等が早いのではないかなというようなことですが、いわゆる8対2に対する比率といたしますか、搬入量がそんなに多くはない、少ないということで、8対2の比率には影響しないということで、当月に搬入している場合もございます。以上です。

議長（菅原啓祐君） 以上で大野恒君の質疑を終わります。

5番、尾形善美君。

- 5番（尾形善美君） 会議規則では、事前通告をすることという部分と、その通告者が終わったあとに質問もできるというふうに書いてございますので、その後段の方を利用させていただいて質問いたします。

私は、たまたま、もっと事前に準備して質問通告をすればよかったんですが、この場で今見ている、ちょっと数字的におかしいなというか、本当にこういう数字でいいのだろうかという疑問の点が出ましたので質問をさせていただきます。それは決算書の方の32ページ、一関清掃センター費、3款4項1目、それから川崎清掃センター費に関係してであります。それに関係する説明書27ページをご覧くださいと思います。27ページにし尿処理の施設の環境測定値というのが一覧で載っております。ここで見ていただきたいのは、国の基準と一関清掃センターの基準、ある部分では国の基準を超えている最高値がありますし、イコールの最高値もあるということで、これは本当はあってはならない数字でありますね。一関清掃センターの施設が、これ何らかの問題を負っていないかと、そういう中でこういう数字が出てきたのではないかなという疑念が出てきたものですから質問をしているわけであります。

ついでに申し上げますと、その説明書の前のページ、24、25ページを見ていただきますと、一関清掃センターは昭和50年と昭和60年、第1、第2の施設がそれぞれつくられたわけであります。相当年数が経過していると、そういう施設であります。それぞれ第1、一日80キロリットルの処理能力があって、第2も一日に80キロリットル、二つの施設合わせて160キロリットルであります。右の方のページを見ていただきますと、一関清掃センターは、平成19年度搬入量は5万4,226キロリットルであります。この5万4,226キロリットル、年間の投入量を処理量、処理能力で割り算しますと339日なんですね。ほとんどフル稼働です。これはちょっと考えすぎなのかもしれませんが、施設に、今の搬入量は、平成19年度が前年度比マイナス3.9です。これ公共下水道が普及してきていますから年々減ってきている。ただ、一関清掃センターについては、ここ十何年以上前からこの能力は変わらないわけですから、ほとんど処理能力に近い形で稼働されてきた施設ではないか。そういう中でこういう環境の測定値を見ますと、やはり何か問題が内在しているのではないかなという、そういう思いがいたしますが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 浄化槽の処理能力といたしますか、稼働能力というようなことが数字上からいくとかなりフル稼働といたしますか、そのようなことになっているのではないかと、施設について何か問題といたしますか、ないのかなというようなことだと思います。これにつきましては、議員さんご存じのとおり、し尿処理施設につきましては、そのとおり古い建築年次になっているところであります。そこで、処理につきましては、二つ合わせまして日量160キロというようなことで、かなりのめいっぱいいたしますか、そういうような状況で稼働しているところでございます。

以上です。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） なかなか、きょうの議長は議長の采配がいつもと違った采配をなさっているの、私も戸惑ってしまいますが、質問しろというご指示でございますので、させていただきますが、その環境測定値、私が問題にしていますのは、フル稼働、機械ですからフル稼働はやむを得ないとして、そういう中でこの環境測定値が、国の基準を上回るような数字も最高値として出てきているということで、やはりこの施設を動かす中で何か問題がそこには内在しているのではないかと。その一つとして、あまりにも稼働率が高すぎるということもあり得るのではないかと。私は質問をさせていただいたわけでありまして。問題はこの環境測定値、これがこういう数字ですよと報告されて、はいそうですかというわけにはいかない。一つの基準値を超えているわけですから、なぜ超えたか、そういうことを現場でやっぱり、検証していただかないといけないわけで、その点の質問をしているわけでありまして。いずれ、もう少し時間かかるとお思いますので、事務方にはその辺ちょっと調べていただくことと、管理者初め副管理者の方々に、ごみ焼却炉はもちろんですけれども、し尿処理、一関市の清掃センターのし尿処理のこの施設にもやはり大きな問題を抱えているんだと、そういう中で稼働、運営をしているんだという認識を十分に持っていただきたいということでありまして。お金がないということでは、これは済まされないわけでありまして、将来に向かって何かを考えていかなければいけないという、そういうときに来ているのではないかとお思いますので、管理者からのご答弁もいただければと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 確かに、最高値が国の基準をオーバーしている部分があるということでありまして、議員おっしゃるとおり、フル稼働ということは十分に考えられるところであります。また、老朽化もしているということも当然、前から考えておりますけれども、これらにつきましては、そう遠くない時期に新しい施設というか何というか、あるいはこの部分の処理能力をどのように活かして増強するとか、といったようなことは考えなければいけないと、そのように思っております。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 先ほどの測定値の関係であります。この測定が出た時期でございますけれども、1月ということでありまして。それで、先ほども投入量について8対2というような数字でお示ししていたわけでございますけれども、このバランス等が崩れ、いわゆる浄化するには微生物で浄化しているわけですが、この微生物がいわゆる減少したというようなことから、このような数値が出てきたと、数値になったというようなことでもあります。いずれにしましても、施設を管理しているところでございますので、今後はこのような、あくまでも基準値以内で排出するという前提をいいますか、この基準値を守ってまいりたいというように思っております。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 突然の質問で事務方の皆さんには混乱させて大変申し訳ないことではございますが、ぜひこういう数字を出さないような運営をしていただきたいと思いますというふうに思います。

もう一つ申し上げますと、一関清掃センター費と川崎清掃センター費の消耗品費、これ薬剤費だと思っておりますね、分解するために投入する薬剤費だと思っております。搬入量を見ますと、一関清掃センターが5万4,000トンであります。川崎清掃センターが2万8,000トンであります。断然、一関清

掃センターの方が多いんですが、決算の数字を見ますと、薬剤費は川崎の方が多いんですね。そういうことも影響しているのではないかというふうに思いたくなるんです。いずれにしても、こういう数字を出さないためにということで、ぜひこの機会をとらえて検討をしていただきたい。お金が足りないのであれば管理者、副管理者に相談していただいて投入量を増やすなり何なりをしていただいて、こういう数字は絶対出さないというふうな運営をお願いしたいと思いますので、事務方からその決意をお聞かせいただければと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） いわゆる排出値でございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、当然国の基準等々あるわけでございますので、それを遵守するように万全に安全を図ってまいりたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 以上で尾形善美君の質疑を終わります。
16番、木村實君。

16番（木村實君） 大変申し訳ございません。質問通告していないのに大変申し訳ございませんが、質問を一問だけさせていただきます。

平成19年度の補足説明の一般会計予算につきまして、公用車の燃料等々あります。これは11ページの2番目でございます。大野議員からは燃料と出ましたが、私は車の台数、大変失礼ですが、お伺いをいたします。介護保険の車、あるいは清掃センターの車が何台、何十台稼働しているかをまずお尋ねいたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 車の台数というようなことでございます。平成19年度末で申し上げますと当組合が管理している台数は24台であります。

議長（菅原啓祐君） 16番、木村實君。

16番（木村實君） ちょっと舌足らずでございますが、軽油の車とガソリンを使用する車と、あるいは大型、2トン車とかというものをお伺いするし、最近、新聞で上がりましたが、公用車が車検切れという様な事がございましたが、このことの周知徹底はどのようにいたしておるか、お伺いいたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 燃料種類ごとというようなお話ですけれども、種別で申し上げますと、乗用自動車が7台、貨物自動車が8台、そして特殊自動車が9台というような状況になっております。それと、車検切れ、それへの対応といいますか、そのようなお話かと思っておりますけれども、それにつきましては、車両のもちろん車検切れということはあってはならないわけですので、車検の時期を明確にするため、車などに書いておまして、そのようにして注意といいますか、気をつけているところであります。

議長（菅原啓祐君） 以上で木村實君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第4号、第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、以上2件は、認定することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第10、議案第6号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第6号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、岩手・宮城内陸地震による災害被害者の負担を軽減するため、介護保険料について減免をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 議案第6号、平成20年岩手・宮城内陸地震による災害の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条は本条例の制定の趣旨でありまして、岩手・宮城内陸地震により被害を受けた方の介護保険料の減免について定めようとするものであります。

第2条につきましては、減免対象者を第1号被保険者とし、減免対象保険料を平成20年度分の保険料のうち、災害を受けた日以降に納期が到来するものと定めようとするものであります。

第3条につきましては減免の内容であります。第1項であります。災害により第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者、第1号被保険者等と読みかえいたしますけれども、第1号被保険者等が第1項の各号に該当したした場合、それぞれの割合で減免しようとするものであります。

第2項につきましては、第1号被保険者等がみずから居住する住宅について、価格の10分の2以上の損害を受けた場合、表に定める損害の程度及び前年の合算合計所得額等の区分により減免しようとするものであります。合算合計所得額とは、第1号被保険者及び世帯の生計を主として維持する者の所得を合算したものでございまして、対象を1,000万円以下の所得にしようとするものであります。

第3項につきましては、災害により農作物に減収が生じた場合の規定であります。災害による農作物の減収による損失額の合計額、これは農作物の減収価格から農業災害補償法により支払われるべき農業共済金額を控除したものとなりますが、この額が平年の農作物の収入の10分の3以上である場合、減免しようとするものであります。減免の対象となる額でありますけれども、第1項、第2項につきましては保険料の額となりますけれども、第3項におきましては、保険料の積算のもととなる農業所得額であります。その農業所得額は、本年度の総所得金額を昨年度の農業所得額とそれ以外の所得額の割合により按分して算出するものでありまして、按分して得た農業所得額に対しまして、第3項表中の合算合計所得金額等の区分に応じた減免割合に基づき、農

業所得額を減免しようとするものであります。合算合計所得金額等の考え方及び上限額につきましては、第2項と同様でありますけれども、農業所得以外の所得が400万円を超える場合には対象外といたしたところでございます。

なお、保険料の額は所得階層区分に応じて定めておりますので、第3項の規定の減免が適用になった場合でも保険料が減額とならないことが考えられます。

第4条は申請書の提出期限であります。

なお、本条例で規定しようとする災害程度区分、合算合計所得金額等の区分、減免割合区分につきましては、本地震災による市税等の減免条例を制定しております一関市と同様でありますので、災害程度区分等の認定につきましては、一関市に準拠するものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） この災害を受けた方の認定の問題で、例えば被害を受けたことを一関市の条例で規定されて対象になった方、そういう人はこの組合の規定によって再度対象になるということがあり得ると思うんですが、そういう場合には両方もらえるというわけではないですよね。その辺の区分けを、これはあくまでも組合自体でやるのだから別だという解釈に立つのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 認定等につきましては、一関市の方でやっているものを利用するわけですが、あくまでもこれは介護保険料にかかわる部分の減免ということでありますので、市の方、こちらの方と重複といいますか、そういうようなことはないと考えております。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） それで、そうすると介護保険で対象になると推定される方はこの現段階でわかるのか、いわゆる3月の申告時点を経なければわからないのか、その点はいかがでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 該当者といいますか、そのような方の人数というようなことでございますけれども、減免の対象となりますのは、いわゆる住宅の被害、それと農業所得の減収ということになるわけですが、住宅と死亡の方含めますけれども、9人というようなことで今のところ考えております。ただ、住宅につきましては調査は今でも続行されているのかなと思いますので、これにとどまるものなのかどうなのかというのはわからないところであります。それと、農業所得につきましては、今時点でどのぐらい減収なるのかなというのは分からないものですので、これは年明けになるであろうというように考えております。

議長（菅原啓祐君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第11、議案第7号から日程第12、議案第8号まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第7号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度繰越金の財政調整基金への積み立て及び施設の維持補修費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は1億1,372万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億7,836万6,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費8,301万6,000円、衛生費3,071万3,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、繰入金3,507万円、繰越金7,865万9,000円を見込みました。

次に、議案第8号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度の介護保険事業、介護サービス事業の精算等を行うため、所要の補正をしようとするものであります。

3ページをお開き願います。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額3億55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億4,358万1,000円といたしました。

サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額435万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,981万円といたしました。

4ページをお開き願います。

事業勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、基金積立金1億7,730万7,000円、諸支出金1億2,324万8,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、支払基金交付金544万2,000円、繰越金2億9,511万3,000円を見込みました。

5ページになりますが、サービス勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、諸支出金435万6,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、繰越金435万6,000円を見込みました。

なお、以上2件につきましては、事務局長から補足説明をいたさせます。

議長(菅原啓祐君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 議案第7号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。この積み立てによりまして、平成20年度末の基金残高見込み額は1億824万円余となるものであります。

3款3項1目一関清掃センター費及び2目大東清掃センター費のごみ収集運搬委託料にありましては、原油価格の高騰に伴い軽油価格が上昇していることから、収集車両の燃料経費に反映させ、委託料を増額しようとするものであります。同項2目の工事請負費にありましては、大東清掃センター1号焼却炉内の耐火レンガ及び飛灰無害化装置の補修工事であります。

4項1目一関清掃センター費の工事請負費にありましては、第1し尿処理施設前処理機の補修工事であります。

これを賄う財源といたしましては、8ページになります。6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、同基金を取り崩し充当しようとするものであります。また、2項1目介護保険特別会計繰入金においては、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金を、7款1項1目繰越金においては、一般会計の前年度からの繰越金を見込んだところであります。いずれも財政調整基金へ積み立てするものであります。

次に、議案第8号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

事業勘定であります。補正予算書の13ページをお開き願います。

歳出となっております。4款1項1目基金積立金にありましては、事業勘定における前年度繰越金のうち、介護給付費負担金精算返還金等を控除した額を積み立てしようとするものであります。この積み立てによりまして、平成20年度末の基金残高見込み額は8億427万円余となります。

7款1項1目諸支出金にありましては、平成19年度事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金の区分につきましては、説明欄の記載のとおりであります。また、介護保険料還付金にありましては、平成19年度還付未済分215件分であります。

これを賄う財源といたしましては、12ページになりますが、5款1項1目介護給付費交付金にありましては、平成19年度精算による追加交付分を見込んだところであります。

9款1項1目繰越金にありましては、事業勘定における前年度からの繰越金であります。

次に、サービス勘定にまいります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目事業勘定繰出金であります。整理科目として計上してありますが、2目の一般会計繰出金で調整することから廃目とするものであります。

2目の一般会計繰出金にありましては、前年度繰越額を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り出ししようとするものであります。

歳入につきましては、そのページの上段になりますが、3款1項1目繰越金にありましては、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだものであります。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

3番、大野恒君。

3番（大野 恒君） 通告しておりましたので、よろしく申し上げます。

9ページのごみ収集運搬委託料で、原油価格が上がって業者に委託料をアップするのだという
ような説明でございました。そこでお尋ねいたします。どれぐらいの値上がりを見たのか、いつ
の時点を基準にしてどれぐらい上げたのかと、それを見込んだのかということですね、そこを
お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） それでは、お答えをいたします。

まず、単価についてであります。当初の単価につきましては、軽油であります、128.07円と
いたしたところであります。まず本年度の軽油価格の推移を申し上げますが、当組合が適用して
おります市の契約単価で見ますと、4月分が120円、5月分が142.245円、6月分が155.895円、
7月分が165.345円、8月分が169.545円、9月分が157.995円となっております。また、日本エネル
ギー経済研究所石油情報センターが調査、公表しております岩手県の平均店頭現金価格を見ます
と、4月分が116円、5月分が138円、6月分が152円、7月、8月分につきましては160円台、そ
して9月29日の調査では152.0円というように推移をしております。情報センターの発表価格に
おきましては、宮城県の価格においても、額につきましては若干異なりますけれども、同様に推
移をいたしております。

そこで、今後の価格をどう見るかと、価格の変動、価格についてでございますけれども、この
見通しにつきましては、石油の元売り各社が原油価格の下落を受けて価格を引き下げているとい
う新聞報道がなされておりますけれども、なお、先行きが不透明といえますか、そのような感が
ありますことから、9月の単価を参考にいたしまして、1リットル当たり150円と見たところで
あります。

それと、適用時期はいつからかというふうなお尋ねでございましたが、今回、設定いたしました
150円に価格が上昇した月からということで、市の契約単価、石油情報センター公表単価とも
150円台となりました6月から適用と考えております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野 恒君） ちょっとわからないんですけども、つまり現在の契約時点で、そこよりも
このぐらい上がったからこうだという計算をする必要があると思うんですけども、つまり3月
に契約していますよね。その3月の契約単価がこれだけで、現在このように推移しているからこ
のように計算したと、そういう計算方法ではないわけですか。どうもちょっとわからないという
ことと、そここのところ説明をお願いします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 当初の契約単価でありますけれども、委託料を見込んだ場合の単価になり
ます。これが1リットル当たり128.07円で設定をしております。そこで、今回の原油価格が高騰
した、いろいろ額につきましては推移があったわけでありまして、今後の動き等々を勘案
いたしまして、これの積算の単価を150円と見込んだところであります。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野 恒君） どうも解せないのは、128.07円という金額を弾いたと、契約時点でね、今そ
うおっしゃいましたよね、128.07円。先ほど決算のときにいただいた資料、今も使っているわけ
ですけども、3月の時点では131円で組合では購入しているんですが、基準となる金額は128円
だと。つまり、かなり、かなりでもないですけども、組合が買入れている、組合に納入して
いる価格よりも低く積算していると、若干問題があると思います。しかし、今後どう変動するか

わからない不確定な要素がありますので、一概なことは言えませんが、ぜひ実勢価格といえますか、実態の価格変動を、たびたび補正やるわけにはいきませんが、来年度の契約の時点では組合が買入れている価格との整合性も考えながら、同じ組合ですよ、組合で委託の業者にはこの単価で、組合が買入れる単価はこの単価でと、そういう差があってはちょっと矛盾があると思いますので、今後その辺のところも精査しながら組んでいく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず1点、4月時点で単価がというようなお話がございました。当初、当初といえますか、128.07円という金額につきまして見込んだのは、いわゆる予算の編成当初、11月に128.07円とございます。この額で見込んだところであります。4月云々かんぬんというようなお話でございますが、このときは暫定税率が廃止というようなことで、それよりも20円ぐらい下がったところでありますので、ただ、いずれにしましても委託料といえますか、これらにつきましては、適正に収集運搬業務をやっていただくと、適正にやっていただくということですので、そのようなことで考えていきたいと思っておりますし、委託料の積算、これらにつきましては、常々精査してまいりたいと思っております。以上です。

議長（菅原啓祐君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第7号、第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第13、発議第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、議長を除く全議員が提出者となっておりますので、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第7回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成19年度決算審査、また補正予算等、慎重審議の上ご賛同賜りましたことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に役立ててまいりたいと存ずる次第であります。

議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 第7回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、会期を本日1日間とし、平成19年度一般会計、特別会計決算、平成20年度一般会計、特別会計補正予算などの諸案件が終始真剣な審議により、すべて議決、決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、組合行政に対する一般質問としては、2名の議員から介護保険事業に係る質問が行われたところでありますが、一般質問や議案の審議を通して各議員から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう、一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

一関地区広域行政組合が設立され、現在3年目の運営が行われているところでありますが、順調に運営されておりますことはご同慶の至りであり、管理者を初め職員の皆様に対し、改めて感謝申し上げます。

介護保険事業にあっては、第4期事業計画の策定や、環境衛生事業の運営にあたっては、課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりであります。構成市町民の福祉増進のため、今後さらに広域行政組合当局と一体となり努力してまいりたいと考えております。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に、厚く感謝を申し上げます。今定例会閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって第7回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時01分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 菅原 啓 祐

一関地区広域行政組合議会議員 石 川 章

一関地区広域行政組合議会議員 牧 野 茂太郎